

地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした貸付金制度の内容

掲載している内容は、各地方公共団体から回答を得た情報に基づき作成しています。

令和7年4月1日現在

地方公共団体名		運用開始年月日	貸付金の種別毎の上限額		
都道府県	市区町村		遺族	重傷病	その他
北海道	広尾町	平成21年4月1日	20万円	20万円	20万円
山形県		平成20年4月1日	100万円	100万円	
茨城県	潮来市	平成28年12月21日	20万円	20万円	
茨城県	常陸大宮市	平成22年3月25日	20万円	20万円	
東京都	杉並区	平成18年4月1日	30万円	30万円	
東京都	国分寺市	平成25年2月1日	50万円	50万円	
東京都	多摩市	平成21年4月1日	10万円	10万円	
新潟県	新潟市	令和4年8月1日	50万円	50万円	
岐阜県	郡上市	平成30年12月20日	20万円	20万円	
兵庫県	明石市	平成23年4月1日	50万円	50万円	
奈良県	大和郡山市	平成28年4月1日	50万円	50万円	
奈良県	天理市	平成29年4月1日	50万円	50万円	
和歌山県		平成31年4月1日	100万円		

(注1)「市区町村」欄の「」は、政令指定都市を示す。

(注2)複数の種別がある場合、「運用開始年月日」欄には最も早く運用を開始した日付を記載している。

(注3)制度の詳細(貸付要件等)は、地方公共団体ごとに異なる。